

設 計 書

		課 長		課 長 補 佐			工 務 係 長		審 査 者		設 計 者	
年 月 日	令和 7 年 月 日					工 事 概 要	県道脇本赤瀬川線 ・配水管布設工 L=950.0m HIVP-RR(ロング)φ75 L=950.0m ・給水切替工 10箇所					
	第 号											
施工位置	阿久根市 折口・脇本 地内											
工 事 名	令和7年度 県道脇本赤瀬川線配水管布設工事(1工区)											
工 期	令和8年1月30日まで	施工方法		請 負								
支出科目	年度	会計		款	項	目	節					
	区 分	金 額				摘 要						
	設 計 額	円										
其 の 他	県道脇本赤瀬川線に水道配水管の布設を行い、給水の安定を図るものである。											

費 用	金 額	備 考
事 業 費	円	
工 事 費	円	
本 工 事 費	円	内 訳 (工事価格 円 消費税相当額 円)
付 帯 工 事 費	円	
測 量 及 び 試 験 費	円	
用 地 及 び 補 償 費	円	
換 地 諸 費 又 は 権 利 交 換 費	円	
事 務 費	円	
事 務 雑 費	円	
工 事 雑 費	円	

令和7年度 県道脇本赤瀬川線配水管布設工事(1工区)

当 初	変 更
一金 円也	一金 円也

經費計算書

令和7年度 県道脇本赤瀬川線配水管布設工事(1工区)

直接工事費： (内管材費：) (内工場製作品費：) (内製品費：) (内電気機器費：) (内産廃処分費：)		工種区分： 開削工事及び小口径推進工事 地域区分： 地方部・交通の影響を受けない イメージアップ費： 対象外 前払金支出割合： 35%～40% 契約補償の方法： 金銭的保証	
処分費等の控除	直接工事費内処分費 直接工事費 処分費等	準備費内処分費 支給品費 率計算対象額(P)	処分費等 無償貸付機械等評価額 準備費内処分費 $\frac{\text{直接工事費} + \text{準備費内処分費}}{\text{率計算対象額(P)}} \leq \frac{30,000,000}{3,000,000} = 3\%$
共通仮設費 (率分)	直接工事費 共通仮設費率の算定	事業損失防止施設費 対象除額	処分費控除額 対象額
運搬費	質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 基本運賃料金(A1) × (1 + 冬季割増(C3)) × 諸料金(B) × 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 基本運賃(E) × (1 + 冬季割増(F1)) × 基地積込 + 現場取卸 + 現場積込 運搬質量(G)t × 基地取卸 + 重量(t) × 運搬費(積上) 計	特大品割増(C1) + 深夜割増(C4) + 悪路基本運賃(A2) × 悪路割増(C2) + 冬季基本運賃(A3) + その他諸料金(M) + 機械の運搬中の賃料(K) + その他諸料金(H)	共通仮設費率
準備費	伐開、除根等に伴う運搬及び処分費 運搬費 処分費	共通仮設費率	準備費(積上) 計
事業損失防止施設費	事業損失を未然に防止する為の仮施設費 事業損失を未然に防止する為の調査費	事業損失防止施設費(積上) 計	共通仮設費率
安全費	交通誘導員等の交通管理に要する費用 交通誘導員A 昼間(交代有) + 夜間(交代有) + 24時間(交代有) + 24時間(交代有) 交通誘導員B 昼間(交代有) + 夜間(交代有) + 24時間(交代有) + 24時間(交代有) その他安全費	安全費(積上) 計	共通仮設費率
役務費	借地料 + 用水・電力基本料金 + 電力設備工事負担金	役務費(積上) 計	共通仮設費率
技術管理費	品質管理費 + 出来形管理費 + 工程管理費 + 通水試験費	技術管理費(積上) 計	共通仮設費率
営繕費	監督員詰所 + その他	営繕費(積上) 計	共通仮設費率
アイテム アップ 費	直接工事費 準備費内処分費 支給品費 無償貸付機械等評価額 率計算対象額(P)	率計算対象額(P)	率計算対象額(P)
計	共通仮設費 合計 率分 技術管理費 営繕費	運搬費 準備費 事業損失防止施設費 安全費 役務費	共通仮設費率
現場管理費	直接工事費 共通仮設費 支給品費 無償貸付機械等評価額 対象純工事費	率計算対象額(P)	率計算対象額(P)
一般管理費	純工事費 現場管理費 工事原価 対象除額 処分費控除額 支給品費 無償貸付機械等評価額 率計算対象額	率計算対象額(P)	率計算対象額(P)

(1)

[illegible]

(3)

[illegible]

(4)

[illegible]

(1)

[illegible]

(2)

[illegible]

数 量 計 算 書 (土 工)

配 水 管 布 設

(3)

名 称	形 状 寸 法	単 位	変 更 前		変 更 後	
			計 算	数 量	計 算	数 量
HIVPφ75 (RR) ロング						
市道車道 : As舗装	土被り : 0.80m		L=950.0	950		
舗装版切断工	3・4条切					
	As舗装 t=15cm以下	m	$4 \times 10.0 + 3 \times 940.0 = 2860.0$	2860		
舗装版取壊工	掘削積込含む					
	As舗装 t=5cm	m ²	$0.55 \times 950.0 = 522.5$	523		
機械掘削工						
	BH 0.28m ³ 床均含	m ³	$0.489 \times 950.0 = 464.6$	460		
残土処理工	土砂 4t					
	L=2.0km以下	m ³	$0.489 \times 950.0 = 464.6$	460		
基礎砂工	シラス					
	機械+タンパ	m ³	$0.028 \times 950.0 = 26.6$	30		
管保護砂工	シラス					
	機械+タンパ	m ³	$0.345 \times 950.0 = 327.8$	330		
上層路盤工	粒調碎石30mm					
	t=10cm	m ²	$0.55 \times 950.0 = 522.5$	523		
下層路盤工	再生切込碎石40mm					
	t=10cm	m ²	$0.55 \times 950.0 = 522.5$	523		
影響部	掘削積込含む					
舗装版取壊工	As舗装 t=5cm	m ²	$0.40 \times 950.0 = 380.0$	380		
不陸整正工	タンパ					
	W=1.8m未満, 補足材無	m ²	$0.95 \times 950.0 = 902.5$	903		
車道	人力施工					
As舗装本復旧工	密粒As舗装 t=5cm	m ²	$0.95 \times 950.0 = 902.5$	903		
産業廃棄物処分						
	As塊 L=5.3km	m ³	$0.95 \times 0.05 \times 950.0 = 45.1$	45		
区画線工						
	W=15cm	m	$950.0 - 13.0 - 0.5 \times 3 = 935.5$	940		

(1)

[illegible]

[illegible]

数 量 計 算 書

(1)

工 種	形 状 寸 法	単 位	変 更 前		変 更 後	
			計 算	数 量	計 算	数 量
給水工事			10箇所			
			φ 75×20 : 9箇所 φ 75×25 : 1箇所			
サ ド ル 分 水 栓	VP管用 ボール式 φ 75×φ 20	個		9.0		
分止水栓用 エ ラ ス ジ ョ イ ン ト	VP管用 φ 20	個		9.0		
耐衝撃性 硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	HIVP φ 20/4m	本	9×1/4+9×2/4=27/4	7.0		
Hi ソ ケ ッ ト	φ 20	個		9.0		
Hi エ ル ボ	φ 20	個	9×2	18.0		
サ ド ル 分 水 栓	VP管用 ボール式 φ 75×φ 25	個		1.0		
分止水栓用 エ ラ ス ジ ョ イ ン ト	VP管用 φ 25	本		1.0		
耐衝撃性 硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	HIVP φ 25/4m	本	1×1/4+1×2/4=3/4	1.0		
Hi ソ ケ ッ ト	φ 25	個		1.0		
Hi エ ル ボ	φ 25	個	1×2	2.0		

数量計算書

(2)

[illegible]

その他安全費 算定表

品名	規格	使用日数	単位	単価	基本料	金額	備考
工事用信号機	灯体×2、ポール2、十字台×2、コントローラー	47	組・日				建設物価5月号

特記仕様書

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、阿久根市水道課の発注する次の工事に適用する。なお、本仕様書並びに設計図書に記載のない事項については、発注者の監督員の指示による。

（1） 工事名

令和7年度県道脇本赤瀬川線配水管布設工事（1工区）

（2） 施工場所

阿久根市 折口・脇本 地内

（関係法令等の遵守）

第2条 受注者は、建設工事請負契約書、建設業法、騒音規正法、労働基準法等その他の関係法令並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

2 工事中、受注者の不注意またはそれに類する原因により、作業員が負傷した場合、その責任は受注者が負うものとする。

3 本工事は、鹿児島県土木工事共通仕様書に準拠するもののほか、阿久根市契約規則を遵守するとともに、工事の仕様は本仕様書によるものとする。また、本仕様書以外の現場説明事項は、仕様書の一部とみなすものとする。

（適用法令）

第3条 本工事に当たっては、次の法令等を遵守しなければならない。

（1） 水道法

（2） 建設業法

（3） 労働基準法

（4） 労働安全衛生法

（5） 建築基準法

（6） 廃棄物処理及び清掃に関する法律

- (7) 電気事業法
- (8) 内線規程（電気技術基準調査委員会編）
- (9) 電気規格調査会規格（J E C）
- (10) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (11) 日本電線工業会標準規格（J C S）
- (12) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (13) 日本工業規格（J I S）
- (14) 日本水道協会発行水道工事標準仕様書（J W W A）
- (15) 鹿児島県土木工事施工管理基準
- (16) 上記に記載のないものは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）国土交通省大臣官房庁営繕部）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房庁営繕部）による。
- (17) その他関係法令、条例、規格等

（打ち合わせ）

第4条 本工事等の契約締結後、速やかに受注者は、発注者の監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

（承諾図書）

第5条 受注者は、契約締結後、必要に応じて、機器の製作及び工事の施工に必要な図面等を作成し、発注者の監督員の承諾を受け、その後に着手すること。

（写真管理）

第6条 本工事の写真管理は、鹿児島県土木工事施工管理基準に基づき管理すること。

(提出書類)

第7条 受注者は、契約締結後、次の書類を提出するものとする。
なお、書類のサイズはA4版を基本とする。

工事着手時に提出するもの

- (1) 工事着手届 1部
- (2) 工程表 2部
- (3) 現場代理人等選任通知書 1部
- (4) 工事カルテ登録内容確認書 (500万円以上) 1部
- (5) 建設業退職金共済掛金収納書 1部

工期内の適時に提出するもの

- (1) 工事打合簿 2部
- (2) 施工計画書 2部
- (3) 施工体制台帳の写し (必要な場合) 2部
- (4) 施工体系図 (必要な場合) 2部
- (5) 工事履行状況報告書(月末) 2部
- (6) 安全教育訓練等報告書 2部
- (7) その他必要な書類 必要部数

竣工時に提出するもの

- (1) 工事完成通知書 2部
- (2) 完成図書 製本 1部
- 上記電子データ 2部
- (3) その他必要な書類 必要部数

(施工体制台帳の提出等)

第8条 建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳を作成しなければならないものは、工事について作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

- 2 前項に規定するものは、阿久根市水道課から、工事の施工の技術上の管理をつかさどるものの設置の状況、その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載内容に合致しているかどうかの点検を求められたときには、これに応じなければならない。

3 第1項に規定するものについての建設業法第24条の7第4項の規定の適用については、同項中「見えやすい場所」とあるのは、「工事関係者が見えやすい場所及び公衆が見えやすい場所」とする。

（軽微な変更）

第9条 軽微な変更については、発注者の監督員の指示によるものとする。

本仕様書及び図面に記載してないものでも、設備の機能、保安及び法規上必要なものはすべて受注者の負担で完備するものとする。

（機器等の保管）

第10条 工事完了までの機器等の保管・保護は受注者の責任とする。なお、保管場所については、発注者の監督員の指示によること。

（既設工作物の損傷）

第11条 工事の施工において、既設の建築物・その他に損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原形に復旧すること。

（排出ガス対策型建設機械の使用）

第12条 本工事において、仕様書に明示する建設機械は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書に記載するものとする。

（ダンプトラック等による過積載防止について）

第13条 工事用資材等の積載超過のないようにする。

- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材に過積載を防止するため、資材の購入にあたっては、資材納入業者の不当に害することがないようにすること。
- 4 さし枠の装置又は物品積載装置の不当改造をしたダンプカーが、工事現場を出入りすることがないようにする。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年法律第131号。以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関し、ダンプトラック等によって悪質、かつ、重大な事故を発生させたものを排除すること。

（現場の管理）

第14条 受注者は現地工事開始とともに現場代理人及び主任技術者（監理技術者が必要な場合は監理技術者）を現地に常駐させ、工事の進捗と安全管理、火災、盗難、その他の事故防止に十分な注意を払い、労働災害の防止に努めるものとする。月に延べ4時間以上の安全講習を実施すること。また、常に整理・清掃を実施し、工事完了に際しては、工事場所の清掃を実施するものとする。

（衛生管理）

第15条 工事箇所の衛生管理には十分に注意すること。また、油脂や薬剤等飲料水に不適なものは取扱に注意すること。なお、池内及びその上部では油脂類は使用しないこと。周囲で使用する場合は内部に流入しないように十分注意すること。

- 2 作業従事者は、水道法第21条による健康診断（検便）を受け、その診断結果に異常がないものとする。

~~（試験及び検査）~~

~~第16条 工場検査の試験事項は、立会日の10日以前に書類により提出すること。また、公的機関やこれに準ずる機関の証明書等によって成績が確認できる場合は、発注者の監督員の指示により省略することができる。~~

~~2 工場検査の結果は、写真等を添付し、迅速に書類にて発注者の監督員に報告すること。~~

~~3 試験検査に必要な計器等は、受注者で準備するものとする。~~

（電子納品）

第17条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（令和4年1月）：（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム＞市政情報＞施策・計画＞土木・建築・交通＞電子納品

- 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
- 3 電子成果品を提出する際は、阿久根市の公開する電子納品チェックソフト（鹿児島県専用 電子納品チェックソフト）によるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

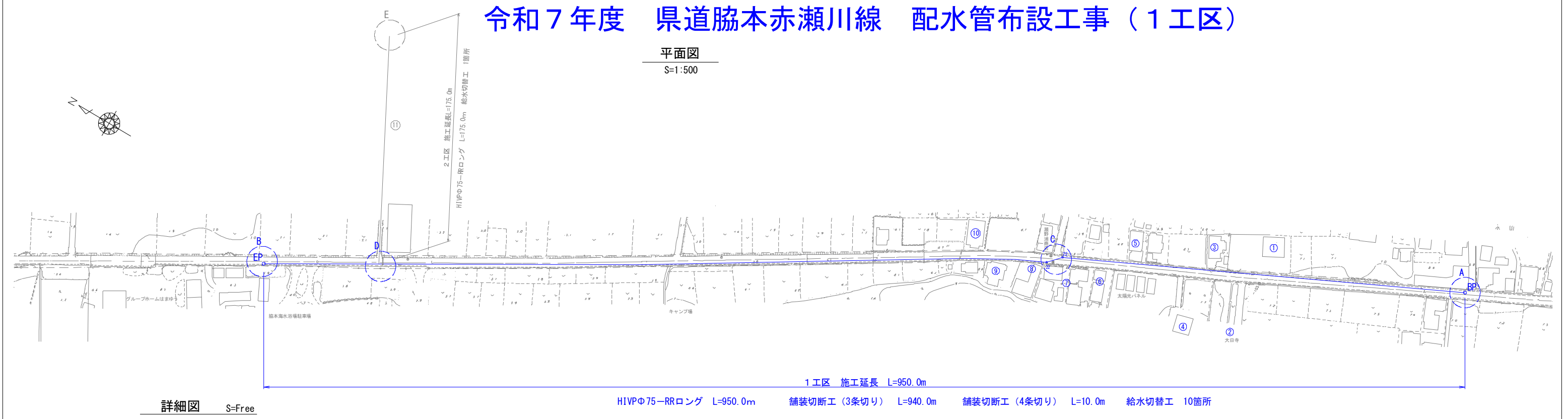
(その他)

第18条 完成施設等の使用に先立ち、各機器の操作技術について講習会を行うなどして、その操作方法を発注者（管理人を含む）へ技術指導を行うこと。

2 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）1年間とし、その間に受注者の責任に帰する不良個所が発生した場合は、早急に無償で手直しし、または、必要に応じて新品に取替えるものとする。

保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

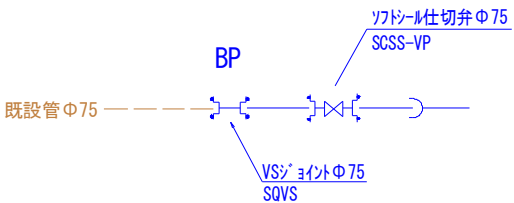
令和7年度 県道脇本赤瀬川線 配水管布設工事（1工区）



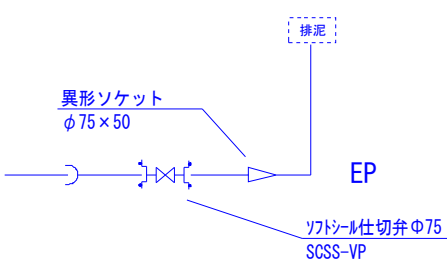
詳細図 S=Free

HIVPφ75-RRロング L=950.0m 舗装切断工 (3条切り) L=940.0m 舗装切断工 (4条切り) L=10.0m 給水切替工 10箇所

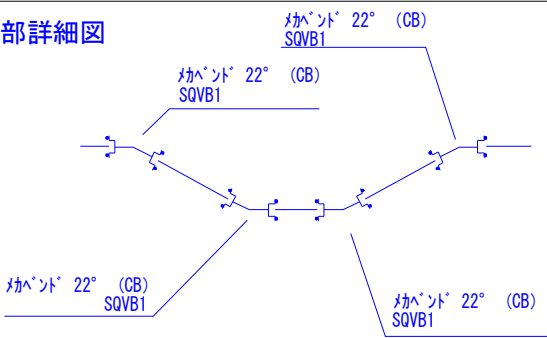
A部詳細図



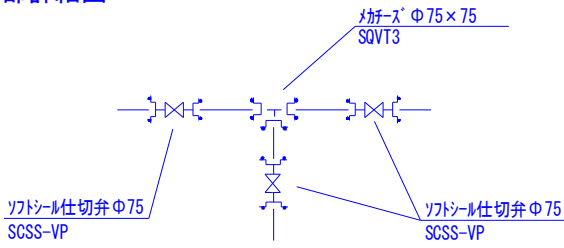
B部詳細図



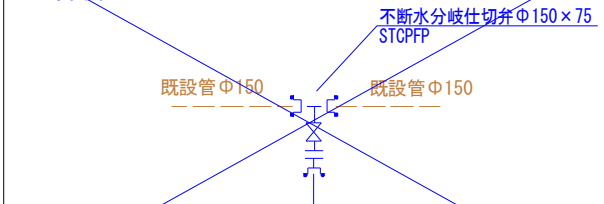
C部詳細図



D部詳細図

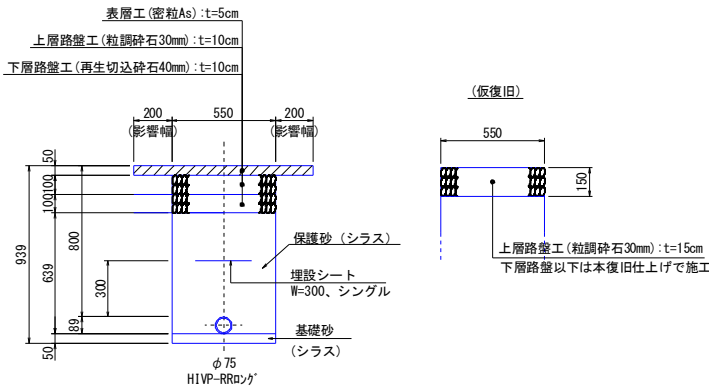


E部詳細図



標準断面図 S=1:20

土工：県道車道As舗装



給水引込管

番号	口径
①	φ75×20
②	φ75×20
③	φ75×20
④	φ75×20
⑤	φ75×20
⑥	φ75×20
⑦	φ75×25
⑧	φ75×20
⑨	φ75×20
⑩	φ75×20
⑪	φ75×20

凡例

	ゴム輪形継手		離脱防止金具
	ゴム輪形継手 (離脱防止内蔵型)		(計画)配水管
	メカ形継手		既設管

一体化長さ 一覧表		曲 管 部					T字管部	管端部 及び 仕切弁部
呼び径 管 種		5 3/4°	11 1/4°	22 1/2°	45°	90°		
75 (HIVP-RR)	0.36	0.67	1.20	2.00	3.11	-		5.15

適用条件: 設計水圧: 0.75 MPa、土被り: 0.8m

土工事数量計算表（県道部）【4条切り】 (1.0m当り)

	名 称	規 格	単 位	計 算 式	数 量
県 道 部	舗装切断工	As t=15cm以下	m	2条×1.0	2.000
	舗装版取壊工	As t= 5cm	m ²	0.550×1.0	0.550
	機械掘削工	BH 0.28m ²	m ³	0.550×0.889×1.0	0.489
	残土処理工	土砂	m ³	0.550×0.889×1.0	0.489
	既設舗装版処分工	As	m ³	0.550×0.050×1.0	0.028
	基礎砂工	t= 5cm	m ³	0.550×0.050×1.0	0.028
	管保護砂工	機械 + タンバ	m ³	(0.550×0.639-π/4×0.089 ²)×1.0	0.345
	下層路盤工	再生切込砕石 t=10cm	m ³	0.550×1.0	0.550
	上層路盤工 (仮復旧)	粒調砕石 t=15cm	m ³	0.550×1.0	0.550
	舗装切断工 (影響)	As t=15cm以下	m	2条×1.0 ※()内数値は3条切りの数量	2.000
	舗装版取壊工 (影響)	As t= 5cm	m ²	(0.200+0.200)×1.0	0.400
	不陸修正工	タンバ	m ³	0.950×1.0	0.950
県 道 部	残土処理工	路盤材	m ³	0.550×0.050×1.0	0.028
	既設舗装版処分工	As	m ³	(0.400×0.050)×1.0	0.020
	As本復旧工	密粒As t=5cm	m ³	0.950×1.0	0.950
	産業廃棄物処分	As	m ³	0.95×0.05×1.0	0.048

実施設計図

工事名	令和7年度 県道脇本赤瀬川線 配水管布設工事（1工区）		
図面名	平面図・標準断面図・詳細図		
作成年月日			
縮尺	各図参照	図面番号	1 / 1
会社名			
事業者名	阿久根市水道事業		